

「第三セクターの設立・破綻要因分析
-新しい公共投資手法 PFI の成功にむけて-」¹

赤井 伸郎（神戸商科大学）²

篠原 哲（財務総合政策研究所）³

目次

1. はじめに	2
1.1 第三セクターと PFI に関する誤解	3
1.2 PFI の成功にむけた第三セクターの問題把握	4
2 . 第三セクターの現状（マクロ分析）	5
2.1 第三セクターの現存数	5
2.2 現存第三セクターの年次別設立数	6
2.3 第三セクターの財務評価	6
3 . 第三セクター設立要因の実証分析	7
3.1 要因仮説	7
3.2 実証モデル	9
3.3 データ	10
3.4 推計結果と解釈	11
4 . 破綻第三セクターの実態	13
4.1 破綻第三セクターの現状	14
4.2 破綻第三セクター発生率	14
5 . 第三セクター破綻要因の実証分析	14
5.1 要因仮説	15
5.2 実証モデル	15
5.3 データ	15
5.4 推計結果と解釈	16
6 . 政策提言：公共事業改革としての PFI は成功するのか？	18
7 . 補論	20
補論 1 責任の曖昧さが招く第三セクター破綻の理論的背景	20
補論 2 損失補填(SOFT BUDGET)が生み出す 2 種類のインセンティブ問題	22
参考文献	35
<参考資料>	36

¹ 本稿の作成段階において、神戸商科大学の金坂成通氏より、コメントをいただいた。ここに記して感謝の意を表したい。

² 連絡先：651-2197 神戸商科大学経済研究所 akai@kobeuc.ac.jp

³ 本論文に示された意見はすべて執筆者個人に属し、財務省あるいは財務総合政策研究所の公式見解を示すものではない。

1. はじめに

バブル崩壊後、我が国を取り巻く経済情勢が悪化する状況下において、景気対策として数多くの公共投資が、実施されてきた。しかしながら、その投資は、日本経済を復活させるほどの効果をあげることができず、日本経済は未だに不況を脱せずにいる。その理由として、近年、公共投資の非効率性や、制度疲労による生産性の低下が問題視されてきており、公共事業手法の改革の必要性が叫ばれている。具体的な改革の手法については、様々なものが挙げられているが、そのひとつの方向性が、民間活力（民活）の導入である。特に最近、PFI（Private Finance Initiative）と呼ばれる手法が注目を浴び、政府によっても制度的に推進されている。⁴

PFIとは、社会資本整備や公共サービスの提供について、民間の資金や経営手法を活用するとともに、公共が負担していたリスクを民間へ移転し、VFM（租税の対価として最も価値あるサービスを提供する考え方）を達成しつつ、より質の高い公共サービスを提供するという事業手法である。この手法の導入による効果としては、民間の活力を公共投資に導入する事で、事業コストを削減し、質の高い公共サービスを提供すると共に、民間における事業機会の創出、および財政資金の効率的な使用などをあげることができ、民間の自由な発想や創意工夫を活用できる公共事業の新手法として期待されている。PFIの大きな特徴⁵としては、過去の第三セクターにおいて曖昧にされていた官民関係を明確にし、事業主体（官民）間で厳密な契約を締結する事や、資金調達の方法に関して、プロジェクト毎に価値やリスクを判断しファイナンスを行う形式のプロジェクト・ファイナンス方式を活用する事があげられる。また、その事業類型に関しては、公共の事業に対する関与の仕方や運営方法等により、独立採算型、サービス提供型、ジョイントベンチャー型という3つのタイプに大別することができ（図表1参照）、具体的な事業手法に関しても同様に、BOT（Build Operate Transfer）方式、BTO（Build Transfer Operate）方式、BOO（Build Operate One）方式という、3つの事業方式に分類することができる。（図表2参照）

我が国におけるPFIの現状は、2000年12月時点において、計画・検討段階にある事業を含めると事業数は129件であり、1年前に比して10倍になっている。また129件の中で、事業者選定済みは17件、実施方針策定済は6件となっており、

⁴ 内閣府（旧総理府）（1999、2000、2001a、2001b、2001c）、総務省（旧自治省）（2000）参照

⁵ PFIの概要、および仕組みについて詳細に説明したものに光多・杉田（1999）、第一勧業銀行国際金融部（1999）、内閣府（経済企画庁）（1999）、長谷川（2000）、宮木（2000）がある。

地方自治体においては、東京都・神奈川県・北海道・川崎市等で、PFI 推進体制整備（基本方針・PFI 専門部署設置等）の動きが見られるように、我が国の PFI も普及しつつある状況である。（日本政策投資銀行(2001)参照）

以上の様に、PFI は、公共事業に民間の活力を導入する方法として注目されている手法であるが、従来にも同様の試みは行われており、その点においては、決して新しいものではない。現に公共事業に民間活力を導入した手法としては、過去 30 年以上も前⁶から、官民出資による共同主体としての「第三セクター」の設立されている。しかし、その実態は、必ずしも成功したとは言い難く、「第三セクター」の失敗の原因を突き止めない限り、同様に民間活力を導入する PFI も失敗に終わってしまう可能性がある。

1.1 第三セクターと PFI に関する誤解⁷

「第三セクター」および「PFI」という用語は、マスコミ等において一般的に用いられているものの、その厳密な定義は曖昧である。「第三セクター」と「PFI」に関する厳密な分析を行うためには、用語の定義を的確に行う必要がある。自治省（現総務省）においては、「第三セクター」を「商法（有限会社法を含む）の規定に基づいて設立された株式会社、合名会社、合資会社若しくは有限会社（以下「商法法人」）、または民法の規定に基づいて設立された社団法人若しくは財団法人（以下「民法法人」）であって、地方公共団体が 25% 以上出資している法人（複数の地方公共団体が合計で 25% 以上出資している法人を含む）」と定義している。（総務省(旧自治省)(2000)参照)しかし、狭義の意味で、利益追求を目的とする商法法人を第三セクターとする考え方もある。（荒谷(2001)参照）一方 PFI は、上記で述べたように、民間活力・資金を最大限に発揮する公共投資の事業方式である。そのため、事業主体がいかなる出資形態をもつ事業体であるかにかかわらず、PFI は民間活力や資金を今まで以上に活用できる事業方式の総称なのである。したがって、第三セクターが事業主体となる事業であっても、これまでの事業方式とは異なる効率的な事業方式によって民間活力が活かされるかぎり、PFI と呼ぶべきである。⁸

⁶ 1913 年に設立された「佐渡汽船」が日本最初の第三セクターとされている。1969 年ごろから第三セクターの設立が顕著になっている。

⁷ 第三セクターと PFI の諸機能および役割について、比較・分析をおこなっているものに、宮木(2000)がある。ただし、第三セクターと PFI の定義に関する捉え方は異なっており、政府出資の有無で区別しているようである。また、本稿で対象としているインセンティブの議論は行われていない。

⁸ なお、一部の見識では、通称「PFI」法(内閣府(旧総理府)(1999))に基づいて施行された事

すなわち、第三セクターは事業主体の定義であるのに対して、PFIは事業方式の定義であるため、対等なものとして比較することには意味が無いのである。しかしながら、これまでの第三セクターが行ってきた事業の方式に問題点があるならば、PFIの成功の鍵を探る上で、第三セクターにおける事業方式の問題点を探る意義はある。

1.2 PFIの成功にむけた第三セクターの問題把握

近年、バブル期に設立された、リゾート関連に代表される第三セクターの破綻⁹が多発している。これほどまでに、第三セクターの経営状況が悪化し、最終的に失敗といわれるまでに至った原因は何であったのであろうか？これまでの議論を整理すると、主に以下の二つの要因をあげる事ができる。

第一は、制度外的要因（外生要因）である。バブルの好況期に経済に浸透してしまった神話によって、経済状況の将来予測に失敗し、事業の費用や需要を見誤ったことが、破綻の原因として挙げられる。ただし、これは第三セクター以外の民間企業でも生じている問題であり、「第三セクター」という制度の外の問題である。そのため、この問題に関しては、PFI方式の導入は効果をもたない。将来予測の技術の発展が必要である。

第二は、制度的要因（内生要因）であり、第三セクター固有の制度に起因する問題である。第三セクターでは、官民出資という事業形態や、リスク分担に対する契約などが締結されていなかったために、官民間において馴れ合いが生じ、この制度的な欠陥により、経営状況の悪化に至ったと考えられる。制度的要因に問題があった場合には、PFIの事業手法を活用する事で問題を解決する事が可能かもしれない。官民間での適切な責任及びリスクの分担を契約によって事前に明確化することは、PFIの特徴のひとつ¹⁰である。従来の第三セクターによる事業執行プロセスでは、このような明確な契約は締結されていなかった。この事業手法（制度）の不備が、官民共同出資による馴れ合いや公的出資に依存した民間の経営努力の低下（モラル

業をPFIと呼ぶことが多いが、理念からすれば、適切ではない。「PFI」法に基づいて施行されていない事業であっても、PFIの特徴を持った方式で事業が行われる限り、効果的な民間活力の導入につながるのである。

⁹本稿では、事業の継続が中止もしくは困難になっているという意味で、解散・倒産・債務超過・休眠状態に陥った団体を、「破綻」団体と呼ぶことにする。

¹⁰ PFI事業においては、関係主体間で適切なリスク分担を図ると共に、民間事業者がPFI事業を実施する上での適切な公的支援を、事前に契約で明確に規定する事が重要である。PFI事業において、民間事業者に交付可能な公的支援額の範囲についての検討をしたものに、長谷川・上田（2000）がある。

ハザード)を通じて事業破綻の原因となっていたとすれば、PFI手法を導入し契約を明確化することは、第三セクターを含め非効率と言われる公共事業を効率化させる薬となるであろう。

したがって、第三セクターの設立や破綻が上記のどちらの要因によって生じているのかを明らかにすることが、PFIに代表される新しい公共投資手法の有効性を考えるうえでも重要である。

本稿は、以下のように構成される。第三セクターの問題を分析する第一ステップとして、次節では、現存する第三セクターの現状を把握する。第3節では、その設立要因を、制度外的要因と制度的要因に区別し、その影響の有無を検証する。第4節では、破綻に陥った第三セクターに焦点を絞り、その現状を把握する。第5節では、第3節と同様に、その要因を分析する。最後に、第6節では、この結果から得られた教訓をもとに、公共投資改革の代表としてのPFIが成功するための方策を提言する。

2. 第三セクターの現状(マクロ分析)

第三セクターの設立・破綻要因を分析するまえに、本節では、第三セクターの都道府県別データ(『第三セクターの状況に関する調査結果』、『地方公社の現況』(総務省(旧自治省)(2000))をもとに第三セクターの地域別の現状¹¹を把握することにする。¹²

2.1 第三セクターの現存数

図表3では、1998年末時点で現存している都道府県毎の第三セクター数を、事業形態別に図表化している。全体の傾向をみると、北海道や東北地方、および東京や大阪、福岡を中心とする大都市圏で設立数が多いことがわかる。¹³しかし、都道

¹¹分野別の現状を整理したものに、赤井・篠原(2001)がある。

¹²本分析に使用したデータ「第三セクターの状況に関する調査結果」(総務省(旧自治省))は、地方公共団体が単独で25%以上出資している商法および民法法人を調査対象としている。

¹³大都市圏における設立数が多い理由として、人口が多いためであると考えすることは必ずしも、適切ではない。なぜなら、混雑効果あまり存在しない公共サービスを行なう限り、人口とともに増加するとは言えないからである。したがって、人口当たりの設立数で比較することにもあまり意味がない。

府県ごとの事業形態の構成に着目（図表 5）すると、商法の割合が 4 割を超える地域は、北海道・東北・中国・九州などいわゆる地方圏に偏っており、地方圏において、より営利目的の第三セクターが設立されていることがわかる。

2.2 現存第三セクターの年次別設立数

図表 4 は、1998 年末に現存している（単独地方公共団体出資割合 25% 以上の）第三セクターの設立年次ごとの設立数に、1999 年中と 2000 年の 1 月から 3 月における（同出資割合以上の）第三セクターの設立数を加え、図表化したものである。これからは、現存する第三セクターの多くが、80 年代後半のバブル期以降 90 年代前半にかけて設立されたものであることがわかる。また、営利を目的としない民法法人（財団・社団法人）は、1992 年をピークにして設立数が低下してきている反面、営利を目的とする商法法人（主に株式会社）の設立数は、依然としてバブル期よりも高い水準を維持している。

2.3 第三セクターの財務評価

以下では、2000 年の活動より、二つの指標から財務評価を試みる。第一は、法人別に損失と収益を集計し、収益率を評価する。第二は、経常赤字や正味資産減少などの、不健全な活動を行った団体の割合を評価する。

まず、収益率という概念から、日本全体における第三セクターの財務状況をマクロ的に評価してみよう。公益性から得られるベネフィットに見合うだけの政府補助金が適切に第三セクターに配分されていると考えよう。コストに見合うだけのベネフィットが生まれていれば、収支額は 0 となるはずである。ある分野をひとつの事業対象として捉え、ある分野における収益額（民法法人では正味資産増加額）を、その事業における公益性を含めたベネフィットとし、分野における損失額をそのベネフィットを上げるためのコストとして捉えるとき、その比率は、コストベネフィット（B/C）の考えにおける収益率に対応するものと考えることができる。この考えに基づき、民法法人（地方公共団体単独出資割合 25% 以上）の一社あたり当期資産増加額を当期資産減少額で割った値と、商法法人（地方公共団体単独出資割合 25% 以上）の一社あたりの利益額を損失額で割った値を求めたのが、図表 6 である。

公益性が適切に評価され政府補助金が配分されていれば、この数字が 1 でない限

り、分野内において損失額に見合うだけの収益があげられておらず、全体としては、コストに見合うだけのベネフィットがなかったと考えられるため、非効率である。図表 6 から、以下のことがわかる。民法法人においては、収益率は 1 を超えているものの、商法法人では、収益率が 0.36 を示し、事業経営の健全性が大きく損なわれている。もちろん、その法人の公共的価値や、公共性に応じた補助がなされているかを判断することはできないため、厳密ではないものの、商法法人（営利追求型）の第三セクターの経営は、必ずしも成功していない可能性が高い。

次に、健全および不健全な公社数の割合から、日本全国における第三セクターの財務状況をマクロ的に評価してみよう。図表 7 には 2000 年における商法法人（地方公共団体単独出資割合 25%以上）の業務分野別経常黒字数の割合が示されている。商法法人の 39.8%にあたる 1,002 法人が、経常損失を計上していることがわかる。商法法人とは、本来収益性を求めるものである為、実際に破綻した企業は少ないものの、4 割が赤字であるという事実は大きな問題であり、この事実が第三セクターを問題視する理由である。

同様に、収益率では比較的健全とみなされた民法法人（地方公共団体出資割合 25%以上）においても、2000 年における当期正味財産減少法人数は 2,866 法人であり、その割合は民法法人の 32.2%にあたる。民法法人は公益性を重視し、対象事業も行政の補完や代替の性格が強いため、事業そのものからの利益を目的とはしていない。しかしながら、全体の約 3 分の 1 の法人が正味財産を減少させているという現状を見る限り、その存在意義は問われるべきであろう。

3 . 第三セクター設立要因の実証分析

前節で見たように、現存する第三セクターの財務状況は必ずしも好ましいものではない。では、このような実態にどうして陥ってしまったのであろうか？その原因としては、第一に、その設立方法に問題があった、第二に、その経営に問題があったと考えられる。そこで以下では、まず、このような第三セクターがどのような要因に基づいて設立されたのかを実証することにする。本節では、現存する第三セクターの設立要因を分析する。

3.1 要因仮説

第三セクター設立の本来の目的は、社会に必要な公共サービスを、民間活力を導入し効率的に実施することである。そうであれば、第三セクターは、民間活力の導入価値のある公共サービスを希望する地域で設立されるであろう。実際に、どのような地域でそのニーズが高かったのかを知ることは不可能に近いが、その代替変数として、地域の産業特性（産業構造・就業者構造など）が考えられるであろう。なぜなら、民間活力の導入が有効であるためには、民間のノウハウが活かされることが重要であり、それを活かせる特性を持った地域において設立が行われたと考えられるからである。地域特性との関係を検証することが要因分析の第1歩であろう。

しかしながら、その設立は、その他の要因によっても左右される。第一に、制度外的（環境）要因が考えられる。例えば、バブル神話によって、将来予測に失敗したり、中央政府の補助によって、コスト意識が希薄になり、非効率な第三セクターが設立されたりというケースである。第二に、制度的要因が考えられる。例えば、民活法（1986年）やリゾート法（1987年）¹⁴に代表される国の補助システムや制度に不備があり、本来の目的である社会的利益の実現を妨げ、非効率な第三セクターが設立されるというケースである。以下では、これら設立を左右すると思われる要因が、現在の第三セクターの財務状況悪化とどのように関わるのかを、簡単に見ていこう。

（1）制度外的（環境）要因

- バブル神話：仮説 = GDP 成長率や景気指数と正の相関

バブル時代に国民に植え付けられた経済成長と土地の限りない上昇に対する神話は、的確な将来予測を阻害したと言われている。もし、この影響が生じていたならば、バブル時代に設立された第三セクターには、将来予測を怠ることによってハイリスクな分野に進出した第三セクターが多く、それが現在の財務状況の悪化を招い

¹⁴ 民活法（民間事業者の能力の活用による指定施設の整備の促進に関する臨時措置法）は通産省が主導し、建設、運輸、郵政の各省が参画、当初は研究開発、企業化基盤整備、電気通信基盤整備、国際見本市場施設などの六種類の事業が対象だったが、その後大型レクリエーション施設などを加えた八種類の事業を行う第三セクター方式の企業に対し、建設費の5%補助、固定資産税の減免、開発銀行からの融資などの優遇措置を設けたものである。また、リゾート法（総合保養地域整備法）は民活法と同様、金融、税務、許認可事務などの様々な優遇措置を設けた。（荒谷（1999）参照）

ている可能性がある。この影響の有無は、第三セクターの設立と、経済成長や景気を表す指標との間にどのような関係があるのかを検証することによって可能となる。

- 景気対策（失業対策）：仮説 = 失業率と負の相関

第三セクターの歪んだ設立目的として、景気対策としての効果があげられる。具体的には、過疎地域での雇用を確保するために、採算性やその公共サービスの必要性が乏しいにも関わらず、第三セクターを設立する可能性がある。この影響の有無は、景気対策が活発になってきたバブル崩壊後における、失業率と第三セクターの設立数との関係を検証することによって可能となる。

（２）制度的要因

- リゾート法・民活法による設立促進：仮説 = 法設置と正の相関

1987年以降の第三セクターの乱立（図表４）には、中央政府が導入した民活促進政策が影響を及ぼしていると言われている。しかしながら、包括的な支援制度は、地方政府のコスト意識を希薄にさせ、非効率な第三セクターを設立させる要因となり、これが現在の財務状況の悪化を引き起こした可能性がある。この影響の有無は、1987年以前と以降の設立の変化を検証することによって可能となる。

- 官民出資の馴れ合い体質による設立：仮説 = 民間出資と山形の関係

第三セクター破綻の最大の要因とされているものが、第三セクター固有の制度に起因する問題である。第三セクターでは、官民出資という事業形態や、リスク分担に対する契約などが締結されていなかったために、官民間において馴れ合いが生じ、この制度的な欠陥により、経営状況の悪化に至ったと言われている。この問題は、官が完全に出資する場合や民間が主に出資する場合に比べ、官民出資の時に、より大きく発生すると考えられる。したがって、この影響の有無は、官民の出資状態と設立の関係を検証することによって可能となる。（この種のインセンティブ問題の詳細は、補論１を参照。非効率な設立に関しては、補論１の外生的要因主導の問題が、また、設立後の経営状況の悪化には、内生的要因主導の問題が発生していると考えられる。）

3.2 実証モデル

本節では、以下の線形回帰パネルモデルを用いて、最小二乗法により第三セクターの設立要因を分析する。

$$3SEC_{it} = a_0 + Xb + \sum_i g_i D_i + \sum_t g_t D_t + e_{it}$$

ここで、添え字 i は、地域（都道府県）を、添え字 t は、時間（年）を表す。また、 $3SEC$ は、第三セクターの年次別県別設立数、 X は、各地域・各時点での経済・財政状況などの制度外的外生要因と、第三セクターの制度的要因を表す変数のマトリックスである。 D_i は、地域ダミーであり、 D_t は、年ダミーである。最後に、 e_{it} は、誤差項を表す変数であり、i.i.d.を仮定する。 b は、本稿で想定する要因に関わる係数ベクトルであり、 a_0 、 g_i 、 g_t は、定数項およびダミーの係数スカラーである。

3.3 データ

本推計で用いるデータは1980年から1998年までの県別年次別パネルデータである。データは以下である。

まず、被説明変数である、第三セクターの年次別県別の設立数には、『地方公社の現況』（総務省（旧自治省）（2000））の年次別地方公社の設立数を用いた。

次に、説明変数である X には、以下の変数を用いた。第一に、本来の要因を代替する地域特性変数として、就業者構造を表す変数（就業者比率）を用いた。具体的には、県別年度別の第1次および第2次産業就業者割合を『県民経済計算』（内閣府）より入手した。

第二に、制度外的要因として、以下の変数を用いた。まず、バブル神話を検証するための制度外的要因として、県別年度別の実質GDP成長率、および財政力指数を用いた。データはそれぞれ『県民経済計算』（内閣府）と『都道府県決算状況調』（総務省）から入手した。また、景気対策の効果を検証するための制度外的要因としては、県別の失業率を用いた。¹⁵また、失業率が設立に及ぼす影響はバブル以前と以後において、異なるものとし、1989年以降に係数ダミーを使用している。

第三に、制度的要因を表す変数としては、以下の変数を用いた。まず、リゾート法・民活法の効果を表す制度要因としては、1987年以降1を採る定数項ダミーを用

¹⁵失業率は、『国勢調査報告』（総務省）から得たが、県別の失業率は5年毎（10月調査）のみで、毎年の数値は公表されていないため、線形補完によって5年間の失業率を補足した。

いた。また、官民出資の馴れ合い体質を検証するための制度要因として、各県における平均民間出資割合を用いている。ただし、現在公表されているデータからは、過去の民間出資割合を得ることはできないため、民間出資割合は、設立当時から変化していないものと仮定し、1998年末時点の各県における平均民間出資割合を、民間出資割合として使用している。

3.4 推計結果と解釈

推計結果は、

図表 8 に示されている。まず、地域特性として考慮した就業構造変数と設立数との間には、有意な関係を見ることができなかった。以下では、その他の要因との関係を議論する。

(1) 制度外的要因の効果

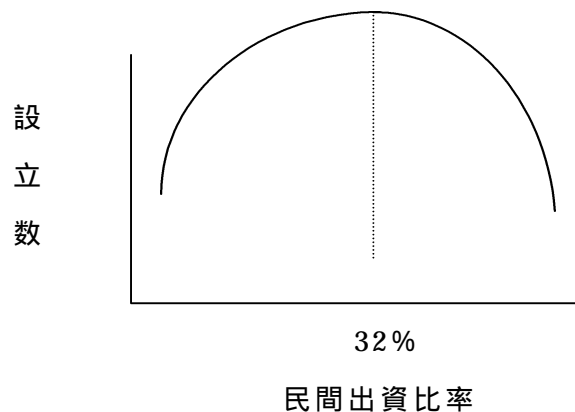
- **バブル神話**：経済成長率（GDP 成長率）の係数は、有意にプラスとなっており、第三セクターの設立が増加したことがわかる。必ずしもこの結果からは、第三セクターの設立が、バブル神話などによる将来リスクの見誤りであるとは言えないものの、経済成長とともに設立数が増加し、その経営が望ましくない現状を考えると、その背景には、これまで以上にハイリスクな分野に進出した可能性は十分に考えられる。また、失業率の係数は有意にマイナスとなっているが、失業率を景気悪化の代替変数として捉えるならば、この結果は景気の拡大（失業率の低下）とともに、設立数が増加したことも示しており、この点からも、バブル神話に基づく第三セクターの設立が示唆される。
- **景気対策**：景気対策として第三セクターを活用する目的の一つは、雇用の確保である。この効果は、バブル以後の失業率の係数変化で捉えられる。失業対策としての効果が大きいほど、失業率が設立数に与えるプラスの効果が生まれてくるであろう。なぜなら、失業対策の結果、失業率の増加は第三セクターの設立につながるからである。推計では、バブル以後の失業率が設立数に与える効果を見るために、失業率の係数の変化を年ダミーで捉えている。結果から、以下のことがわかる。係数ダミーは 1989 年以降 1997 年まで、符号はプラスで全て有意となっている。また、係数は 1992 年をピークとする山形を形成しており（図表 9 参照）90 年代の景気循環と概ね一致している。この結果は、以下のことを示している。失業率の係数がマイナスであることから、1980 年以降を通じて第三セクターの設立は景気の拡大（失業率の低下）と共に増加する傾向があったが、バブル期以降、特にバブル崩壊後の 1992 年前後をピークとして、失業率が設立の増加に与える効果は大きくなり、第三セクターの設立には、失業（景気）対策としての意味合いが強くなったと推察できる。

(2) 制度的要因の効果

- **リゾート法・民活法による設立促進効果**：リゾート法や民活法が実施された 1987 年以降を 1 とするダミーの係数は、有意にプラスの影響を与えており、この補

助政策の実施が第三セクターの設立に有意な影響を与えていることがわかる。必ずしもこの結果から、補助政策が非効率であったとはいえないものの、この政策によって第三セクターの設立が促進され、それらの財務状況が望ましくなれないという現状を考えると、この政策が過剰な設立を招いた可能性を指摘できる。

- **民間出資**：民間出資割合は、設立数に対して有意な効果を与えている。民間出資の一次項に対しては、プラス、二次項に対しては、マイナスを示しており、民間出資と設立数の関係は、正の出資比率を頂点として、山型の影響を及ぼしていることがわかる。実際にその頂点を計算すると約 32%と計算され、その図は以下のように表される。



この結果は、馴れ合い体質が生じてインセンティブ問題が生じやすくなる官民出資の第三セクターが多い県において、より多くの設立が生じていることを示している。これは、まさに 3.1 および補論 1（外生的要因主導）で想定した曖昧な契約によるインセンティブ問題が、実際に生じていることを示唆している。

4 . 破綻第三セクターの実態

前節までは、第三セクターがいかなる要因によって設立されてきたのかを、制度外（環境）要因と制度的要因から分析し、設立が本来の目的とはかけ離れた目的のために実施されていた可能性を指摘した。しかし、より詳細には、破綻した第三セクターに着目し、破綻を招く原因になったのかを、分析することも有益である。本節では、まず、破綻原因の分析を行う前に、実際、破綻状態に陥っている第三セクターの実態を見てみよう。¹⁶

¹⁶ 本稿で用いた破綻企業のデータは、『東京商工リサーチ調査』（東京商工リサーチ）に基づい

4.1 破綻第三セクターの現状

図表 10 は、破綻第三セクターの発生状況を都道府県毎に図表化したものである。商法法人の解散法人数は、1996 年から 2001 年 3 月までの累計であり、商法法人の債務超過法人数および、民法法人の解散法人数は 2000 年における実績を使用している。特に商法法人の解散や債務超過発生数に着目すると、北海道・東北地方において相対的に多く発生していることがわかる。

しかし、これらの都道府県で解散や債務超過の発生数が多いのは、地域性に起因するものではなく、そもそも、第三セクターの設立数が多いことが原因となっている可能性も考えられる。そのため、各都道府県における問題法人の発生率から論じる必要もあろう。

4.2 破綻第三セクター発生率

図表 11 では、破綻法人の県別発生率を図表化している。商法法人の解散法人数については、4.1 同様に、1996 年から 2001 年 3 月までの累計を、商法法人の債務超過法人数および民法法人の解散法人数は、2000 年における実績を使用しており、分母となる第三セクター数については、現在入手可能な最新のデータである 1998 年時点における各都道府県の商法法人数および民法法人数の合計を用いている。特に商法法人の解散と債務超過発生率に着目すると、北海道・東北や九州・沖縄で相対的に高い水準にあることがわかる。

では、各都道府県における第三セクターの破綻や経営の悪化はどのような要因によって引き起こされたのであろうか？そこで次節では、第三セクターの破綻要因の考察を行うこととする。

5 . 第三セクター破綻要因の実証分析

ている。ただし、分析が可能なデータに限定している。また、それらの企業の財務データは、『地方公社の現況』（総務省（旧自治省））から得た。『第3セクター経営実態調査』（帝国データバンク）からも、同様に第三セクターの破綻、財務状況および職員の構成等についての詳細なデータを得られるが、本稿の分析では回帰分析のサンプルの特性上、全国を網羅的に把握し、企業名との照合が可能な東京商工リサーチのデータを使用した。

以下では、前節で述べた、破綻した第三セクターの都道府県別データを用いて、第三セクターの破綻要因を考察する。

5.1 要因仮説

破綻要因としては、3.1 で議論されたものと同じ要因を想定する。しかしながら、第三セクターの破綻の経緯には、第 3 節で議論した設立の失敗（進出分野の失敗）に加え、経営および実施規模の失敗がある。後者の問題は、補論 1 で述べられる内生的主導のインセンティブ問題である。（詳細は、補論 1 を参照。）

5.2 実証モデル

本節では、以下のクロスセクションモデルを用いて、最小二乗法により第三セクターの破綻要因を分析する。

$$3SECP_i = \mathbf{a}_0 + X\mathbf{b} + \mathbf{e}_i$$

ここで、添え字 i は、地域（都道府県）を表す。また、 $3SECP$ は第三セクターの県別破綻割合、その他の変数の定義は 3.2 と同様である。 X は、各地域での経済・財政状況などの制度外的外生要因と、三セクの制度的要因を表す変数のベクターである。最後に、 \mathbf{e}_i は誤差項を表す変数であり i.i.d. を仮定する。 \mathbf{b} は本稿で想定する要因に関わる係数ベクターであり、 \mathbf{a}_0 は定数項の係数スカラーである。

5.3 データ

本節の推計で用いるデータは、以下の通りである。

まず、被説明変数は県別の第三セクター総数に対する、破綻商法法人および破綻民法法人の発生率である。データは前節同様、商法法人の解散法人数には 1996 年から 2001 年 3 月までの累計を、商法法人の債務超過法人数および、民法法人の解散法人数には 2000 年における実績をそれぞれ使用しており、分母となる県別第三セクター総数には、1998 年末時点における県別の商法法人および民法法人の合計を用いている。データは、『東京商工リサーチ調査』（東京商工リサーチ（2001））と『地

方公社の現況』(総務省(旧自治省)(2000))より入手した。

また、説明変数には、3.3と同様、景気等の制度外的要因として、県別の実質 GDP 成長率、および財政力指数の 1993 - 1998 年の平均値と、失業率の 1995 年と 2000 年の平均値を使用した。さらに、1998 年末時点における第三セクターに対しての、平均民間出資割合および 1 社あたり平均出資金額を『地方公社の現況』(総務省(旧自治省)(2000))より入手した。

なお、第三セクターの破綻が発生していない県は分析の対象より除いている。

5.4 推計結果と解釈

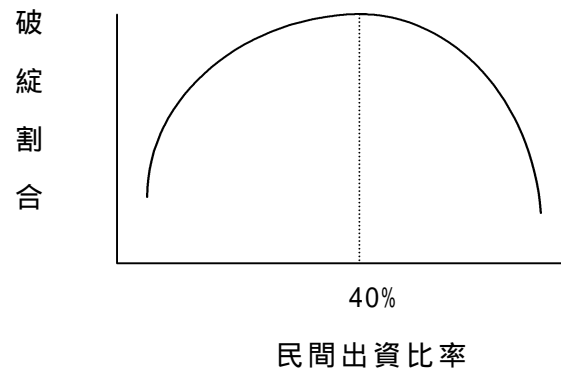
- 結論 1 : 財政力指数や GDP 成長率、失業率との有意な相関は見られない。地域的な経済要因とは独立である。

第三セクターの制度外的要因である景気の悪化等は、設立に対して影響はあるものの、破綻にいたるほどの効果は少ないという結果が得られた。このことから、第三セクターの破綻等には、景気動向等から受ける影響は少ないという結果が得られる。また、これを裏付けるものとして、全国企業倒産集計(帝国データバンク調査資料)において、不況型倒産が毎月 70% を超える状況下で、第三セクターの不況型倒産は約 4 割にとどまっており、その比率は倒産全体と比較してみると低い(『第 3 セクター経営実態調査』帝国データバンク(2001))という調査結果も存在する。しかしながら、この結果から、必ずしも第三セクターの倒産が、地域的な環境要因から独立であると結論付けることはできない。その背景には、政府特有の補助金システムがある。経営状況が悪化している法人ほど、破綻の先送りを目的とした、救済的支援措置が行われる可能性がある。その結果として、制度外的環境要因により第三セクターの経営が悪化しても、純民間企業に比べ、自治体の追加的支援等により、問題がなかなか表面化しないため、破綻は生じず、したがって、分析結果として因果関係が表れない可能性がある。

- 結論 2 : 民間出資が山型の影響 : 約 40% ポイントを頂点として、破綻が多い。

出資形態は、設立数に対して有意な効果を与えている。民間出資の一次項に

対しては、プラス、二次項に対しては、マイナスを示しており、民間出資と破綻割合の関係は、正の出資比率を頂点として、山型の影響を及ぼしていることがわかる。実際にその頂点を計算すると約40%と計算され、その図は以下のよう表される。



この結果は、馴れ合い体質が生じて、インセンティブ問題が生じやすくなる官民出資型（補論1.(2)参照）の第三セクターが多い県において、破綻が多く生じていることを示している。したがって、この結果は、補論1で想定した、契約の曖昧性と馴れ合い体質によるインセンティブ問題が、実際に生じていることを示唆している。（第三セクターの倒産要因における「経営計画の失敗」、「設備投資の失敗」、「放漫経営」というインセンティブ問題に起因する要因の合計割合は、「販売不振」という不況型倒産の割合を上回るという調査結果もある。（詳細は、『第3セクター経営実態調査』（帝国データバンク）資料参照。））

● 結論3：出資規模が有意に正の影響：大規模プロジェクトが破綻。

この分析結果より、破綻状態に陥っている第三セクターほど事業規模が大きいということが示唆される。また、実際に破綻企業をみても、大規模事業が多くの割合を占めているという調査結果（『第3セクター経営実態調査』（帝国データバンク）資料参照）もあり、この結果から、アドバースセレクトションタイプのインセンティブ問題の可能性、つまり出資規模が大きければ、出資企業の関連団体の収入も大きくなるため、不適切な分野への進出（外生的要因主導）や適正規模以上の事業実施（内生的要因指導）を行ってしまい、その結果失敗

を招いた可能性を指摘できる。¹⁷

- 結論 4：観光・レジャー分野への進出が、失敗原因。

観光・レジャー分野への進出により、第三セクターの失敗を招いたという結果については、各テーマパークやリゾート施設の破綻が問題視されている現在の状況と照らし合わせても整合的である。一般には、民活法やリゾート法の制定後、観光・レジャー型の第三セクターの設立ブームが起こったとされているが、¹⁸この分析結果からは、インセンティブ問題（アドバースセクション）の可能性、つまり観光・レジャー分野はさまざまな業種の事業を必要とし、出資企業の関連団体が収入を得る機会が多いため、適正な規模以上の物を設立（内生的要因主導）したり、本来自治体が関与すべきではない分野に進出（外生的要因主導）したりという問題によって、破綻が生じたという可能性を指摘できる。実際に入谷（2000）では、リゾート開発等において、民間企業が事業に参入する背景には、自社企業との相乗効果に対する期待や、周辺事業の強化を図るという目的があることが指摘されている。

また、民活法の対象プロジェクトにおいては、関連施設等への効果により事業規模は膨大なものとなるため、民活法・リゾート法の制定により、リゾート開発に代表される地域開発プロジェクトの事業計画が活発化すると共に、新規分野への参入や周辺事業からの利益を得ようとする民間事業者の思惑も重なり、結果として、事業規模の適正水準以上の拡大や、ハイリスクな分野への進出の拡大が行われたことを推測することができる。

6．政策提言：公共事業改革としての PFI は成功するのか？

近年、21 世紀において効率的な公共事業の実施にむけて、民間活力の導入が叫ばれ、新しい公共事業手法としての PFI が注目を浴びている。しかしながら、民間活

¹⁷また、事業規模が巨大であるため、経営不振時の損害が多く、最終的に自治体の補助金による先延ばしに限界があることも、破綻した要因として考えられる。

¹⁸入谷（2000）によると、民活事業は多くの場合、民活業単体で機能するのではなく民活事業を含む関連施設群として機能することを予定しているため、民活事業は構造的に地域開発プロジェクトの中に位置づけられるとされており、民活事業と観光レジャー分野に代表される地域開発プロジェクトの強い関連性を指摘している。

力の導入の試みには、すでに第三セクターと呼ばれる手法が 30 年も前から活用されている。問題点は、本稿でも示されたように、その財務状況が健全とはいえず、その試みが成功したとはいええないことである。この失敗原因を突き止めない限り、PFI も第三セクターの二の舞になりかねない。PFI 手法が期待通りの成果を発揮するかどうかは、PFI 手法が第三セクターの失敗を引き起こした原因を克服できているのかにかかっている。

提言 1：契約によるリスク分担の明確化が成功の鍵

本稿では、これまでに導入されてきた民活手法の代表例である第三セクターをとりあげ、その設立要因および、破綻原因の検証を行った。その結果、官民の馴れ合い体質によるインセンティブ問題が第三セクターの失敗に大きな影響を与えていたことを、はじめて導出した。¹⁹つまり、過去の第三セクターには官民出資という形態や、政府との関係の強化を目的とした、民間事業者の事業参入による馴れ合い体質を起因とした、モラルハザードやアドバースセレクションを発生させる制度的な欠陥があったのである。²⁰

この制度的欠陥である馴れ合い体質を、事業手法の改革（契約の厳密化）によって除去することができれば、それが PFI の効果であると言える。現に第三セクターが事業主体であっても、厳密な完備された契約を結び、PFI 事業に参加している事例も既に見ることができる²¹。また、（PFI 法の適用基準を満たしていないという意味で、）厳密な意味での PFI ではないとしても、第三セクターによる事業において契約を精緻化し、責任およびリスク分担の明確化を図ることで、PFI 事業と同様の効果を生み出す事も可能である。

提言 2：契約の明確化に向けて、官民双方の能力向上が不可欠

ところが、ただ PFI を導入し、契約を精緻化すれば解決するわけではない。なぜ

¹⁹確かに、本稿の分析には、残された課題も多い。第一に、すでに述べたように、本稿での分析に使用したデータ『第三セクターの状況に関する調査結果』（総務省（旧自治省）2000）は、地方公共団体が単独で 25% 以上出資している商法および民法法人を調査対象としている。しかし、1998 年末時点でみると、地方公共団体の単独出資割合が 25% 未満の団体は、全体の約 2 割を占め、商法法人に至っては約 4 割を占めている。今後は出資割合 25% 未満法人を含めた、全第三セクターを対象とした調査や、個別法人ごとの経営・財務状況等の情報開示が望まれる。第二に、本稿の実証分析は、データの制約上、商法法人だけでなく民法法人も含めて推計をおこなっている。法人形態別、分野別、個別事業別の精微な分析も必要であろう。（分野別の状況を整理したものに、赤井・篠原(2001)がある。）

²⁰ 第三セクターの破綻原因を、公共性を目的とし収益をあげる事を目的としていなかったことに求める事があるが、十分な公共性を発揮しているのであれば、赤字であっても補助金を用いて継続する必要性は十分にある。破綻せざるをえないほどの財務状況の悪化には、なんらかの原因が存在していたと考えるのが適当であろう。

²¹ 現に事業化段階にある PFI 事業で、第三セクターが事業主体となっているものに、『君津広域廃棄物処理事業』（千葉県木更津市）等がある。（日本政策投資銀行（2001）参照）

なら、その手法の導入及び的確な実施には、契約締結に関わる官民双方の能力向上が必要であるからである。特に、契約の厳密化には官の能力向上が不可欠である。PFIにおける、専門家によるプロジェクト・ファイナンス方式は、民間能力の向上や民間リスクの低下には寄与するが、PFIは、政府と企業が交わす契約の改革でもあるから、官の能力向上がなければ、PFIを引き受ける企業の方が相対的に有利となり、官がリスクを背負い込むことになる。当然それは最後には国民へのつけとなる。官の能力を向上させるためには、事業や契約等に関する外部の専門的能力集団（外部コンサルタントなど）を、官側が利用することも有効であろう。PFI（プロジェクト・ファイナンス方式を含む）によって、民間の能力が向上する一方で、契約を交わすもう一方の主体である官側の能力も向上させない限り、公共事業の効率化にはつながらない。官側の能力向上のためには、議会、コンサルタントとしての専門家、国民のチェックが必要である。住民主導型の第三セクターが、比較的成功しているという事実は、住民・国民に判りやすい情報公開を行い官側の能力を向上させることが、PFIを成功に導く鍵であることを示している。

7 . 補論

補論 1 責任の曖昧さが招く第三セクター破綻の理論的背景

(1) 行動原理に基づくインセンティブ問題

本節では、前節でみた第三セクターの財務状況の悪化が引き起こされた原因を、経済学が議論する企業の行動原理に基づき、理論的に考察する。企業の行動原理を考えると、その状況には、以下の二通りが考えられる。（以下で紹介する問題の詳細な理論的背景は補論 2 を参照。）

第一は、外生的要因が主導した状況であり、失敗する事がわかっている分野に進出してしまった、いわば進出のミスともいうべきものである。その原因には二種類のケースが考えられる。まず、馴れ合い体質により、事前調査の努力を怠ってしまったために、リスクが大きい分野に進出してしまったというケースである。この失敗は、損失が発生したときの事後的な責任体質が不明確なために、馴れ合い体質の中で、政府による損失補てんを期待した企業がサボることによって生じ、モラルハザードと呼ばれる問題の一種である。次に、官民間において契約前に情報の非対称性が存在しており、民間が情報操作により利己的分野への追及を行い、失敗してし

まったケースが考えられる。この失敗は、損失が発生したときの事後的な責任体質が不明確なために、政府による損失補てんを期待した企業が、(建設時、建設後の事業継続時および破綻時に) 関連企業が利益をあげることができる事業に進出するために生じ、アドバースセレクションと呼ばれる問題の一種である。

第二の状況は、内生的要因主導の場合であり、もともと努力次第では、成功する分野が存在していたにも関わらず、経営及び計画の不備が、失敗を引き起こしてしまったという、いわば経営および計画(規模・設備)のミスともいえるべきケースである。この失敗も、第一の状況と同じように、損失が発生したときの事後的な責任体質が不明確なために、馴れ合い体質によるモラルハザード(経営努力の低下)の問題もしくは、利己的な目的への追及のために無駄な設備等を作るアドバースセレクションの問題により発生したと考えることができる。

以上からわかるように、すべての失敗においては、損失が発生したときの事後的な責任体質が不明確であることが、主たる原因である。したがって、この原因を、新たな公共事業手法としてのPFIが克服するのであれば、ここで述べた失敗を繰り返すことなく、効率的な公共事業を行うことができる可能性はある。

(2)破綻要因としてのインセンティブ問題の検証方法：出資形態

上で述べたようなインセンティブ問題が実際に起きていたのかどうかの検証は、インセンティブに影響を与えられる「破綻法人の出資形態」が、破綻にどのような影響を及ぼしていたのかを調べることによって、近似的に可能である。

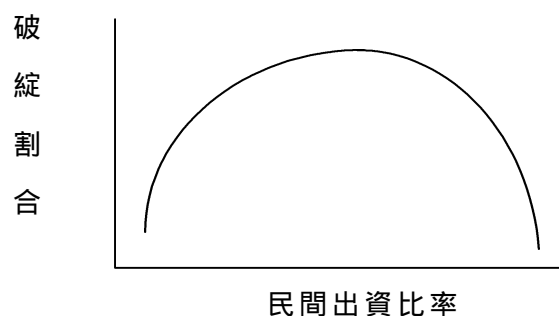
これらの失敗は、責任体質に依存して発生するため、第三セクターに対する官民出資割合との相関を調べることによって、その効果の有無に関する検証が可能となる。理論的に提示されたインセンティブの問題が生じていたのであれば、以下のような仮説が考えられるであろう。

このとき、第三セクターには、官民出資の割合ごとに、以下の様な状況が発生したと考えられる。(以下では、例として外生的要因主導のケースを議論する。)

- 1：まず、**官による完全出資**の場合は、官は自分で情報を集める必要があり、情報収集能力の問題があり、第三セクターを設立する分野もある程度絞られる。これは、リスクの高い分野への進出を回避する効果となる。また、企業努力の影響や、企業の情報操作の影響も受けない。したがって、破綻する可能性は少ない。(ローリスク・ローリターンタイプの第三セクターの設立)

- 2 : 次に、**官民出資**の場合は、民からの情報が増大し、第三セクターの設立できる分野も広がる。その一方で、責任体質が曖昧であれば、モラルハザードによる事前調査努力の低下や、民間の情報操作によるアドバースセクションにより、外生的に問題のある分野に進出してしまいう可能性は高まる。
(馴れ合いによるハイリスク・ハイリターンタイプの第三セクターの設立)
- 3 : さらに、**民間出資が主体**になる場合、責任分担が曖昧であっても、民間もある程度の将来リスクを引き受けなければならない。これは、民間企業に規律を与え、モラルハザードやアドバースセクション問題を緩和する可能性がある。したがって、外生的に問題のある分野への進出は押さえられる。
(ローリスク・ローリターンタイプの第三セクターの設立)

このような理論的背景を想定するとき、出資割合と破綻の間には、以下のような山型の関係が生じると言えるであろう。



この結果は、まさに本文で想定しているものである。

補論2 損失補填(Soft Budget)が生み出す2種類のインセンティブ問題

以下では、モラルハザード問題とアドバースセクション問題が生じる状況およびその内容を理論的に説明する。契約を提供するプリンシパルと、契約を受け入れて事業を行うエージェントが存在するモデルを考え、エージェントの行動に、社会的観点からの歪みが生じることを指摘する。

(1)モラルハザードタイプのインセンティブ問題

契約締結の事後における活動に関して情報の非対称性が存在する時には、通常、モラルハザードと呼ばれる種類の問題が生じる。これは、契約後に生じるエージェ

ントの行動に関して、プリンシパルがその行動を認識できないために生じる問題である。将来の事象に不確実性があるとき、プリンシパルにとっては発生した事象しか確認できないため、たとえ、将来における事象の発生確率がエージェントの行動に依存していたとしても、その事象が、エージェントのどのような行動の結果として導かれたのかが分からない。(エージェントの行動に関する情報の非対称性の存在)

たとえば、プロジェクトが失敗したときに、その失敗が、経営努力が低いために生じたのか、(努力したにもかかわらず)不運のために生じたのか分からない場合がある。²²そのとき、ある状況のもとでは、エージェントは合理的な行動として、「努力しない=サボる」という行動を取る。その結果、非効率なプロジェクトが実施されてしまう。これが、モラルハザードと呼ばれる問題である。

本稿で分析対象にしている PFI の状況では、プリンシパルが政府であり、エージェントが公共事業を実施する企業(PFI では SPC)である。このとき、将来の損失リスクに対する事後的な責任体質に関する契約が締結されていないか不明瞭(不完備契約)であれば、社会上の暗黙的な責任配分により損失処理が行われるであろう。実際には、第三セクターには政府主導で設立されたものが多いため、損失の事後処理の暗黙的な責任は政府にあると、企業は考えるであろう。損失時には政府による補てんがあると期待する企業は、経営努力をしてコストを削減する誘引を失う。結果として、社会的に適正な努力水準よりも低い努力水準が選択されるのである。

(2) アドバースセレクションタイプのインセンティブ問題

次に、契約締結の事前においてすでに情報の非対称性が存在する状態では、通常アドバースセレクションと呼ばれる種類の問題が生じる。これは、契約前に存在するエージェントの本来の性質(技術や能力)に関して、プリンシパルがその性質を認識できないために生じる問題である。つまり、エージェントがもつ真の能力に関する情報がプリンシパルに分からないのである。(エージェントの能力に関する情報

²² 不完備契約のモラルハザード問題は、不確実性がなく、努力水準が事後的に明らかになるモデルにおいてもモラルハザードがおきる可能性がある。通常モラルハザードは情報の非対称性のもとで生じる問題であると理解されているので、不完備契約における問題を、「モラルハザード」と呼ぶべきではないという意見もあるが、ここでは、士気(努力)の低下が生じるという意味で「モラルハザード問題」と呼ぶことにする。ただし、この状態においても、情報の非対称性が存在しており、それが問題を引き起こす原因となっていると考えることは可能である。すなわち、不確実性がまったくなく、事後的に agent の行動がその結果から観察可能な場合でも問題が生じる。詳細は、赤井(2001)補論2を参照。

の非対称性の存在)

将来の事象に不確実性があるとしよう。そのとき、プリンシパルにとっては、発生した事象しか確認できない。たとえば、プロジェクトが失敗したときに、その失敗が、エージェントが嘘をつき不必要な公共施設を建設したためか、不運のために生じたのか分からない場合がある。そのとき、ある状況のもとでは、エージェントは合理的な行動として、「真の情報を申告しない」という行動を取る。これが、アドバースセレクションと呼ばれる問題である。

本稿で分析対象にしている PFI の状況を考えてみよう。同様に、将来の損失リスクへの事後的な責任体質に関する契約が締結されていないか不明瞭（不完備契約）であり、政府による損失補てんの可能性が存在するとしよう。このとき、企業にとって、実際の建設コストや便益などに関する情報を不正確に申告する行動を取ることが合理的である。まず、建設コストを真の値よりも小さく申告すれば、大規模な施設や関連企業にとって、より儲かりやすい施設が作られるであろう。しかし実際にはコストがかかっているわけであるから、赤字が発生する。不確実性があるため、事後的には、嘘をついたために赤字が発生したのか、外生的な要因で発生したのかは区別がつかない。結果として、その赤字は補填され建設コストの一部は企業にとってコストにならない一方で、過大な施設を建築することによって関連企業の利益が増大する。また、便益を操作する可能性も存在する。第一には、便益を過大に見積もることによって、過大な施設を建築することが可能となり関連企業を潤わすことができる。第二に規模は同じでも、建設時、建設後の事業継続時および破綻時に関連企業が利益をあげることができる事業種に進出させることができる。結果として、企業の利己的な目的の追及によって、無駄な施設等がつくられ、非効率性が発生する。

以上、これら二つの問題が発生する根本的な原因は、企業が損失補てんにかかわるコストを負担しないからである。損失補てんのコストは社会で発生しているコストであるにもかかわらず、企業はそれを負担しないために、モラルが低下するか、そのコストを考慮しない公共施設建設を行ってしまうのである。もし、(公共性価値を上回る補助金としての)損失補てんが無ければ、その損失は企業が負担することになる。そのとき企業における、社会的に非効率な行動(サボる or 嘘をつく)は、結果として無駄(公共性価値のないものの建設)を生み出し、追加コストは企業自身(SPC(特定目的会社)や関連企業)に降りかかることになる。そのため、上記

の問題（サボる or 嘘をつく）は、はじめから生じないのである。これは、損失補てんをしないことにより、「企業の規律付け」が行われることを示している。（関連文献として、赤井(2001)を参照）

図表 1 PFIの事業類型

類型	公共関与の方法	内容	主な事例
独立採算型	公的負担なし	政府からの事業許可に基づき民間が施設を建設し事業を運営する。 コストは利用料金収入により回収する。	有料橋
サービス提供（購入）型	公共がサービスの対価を支払う	民間セクターが施設を建設・運営し、主として公共セクターからの収入によりコストを回収する。	大学、研究所 美術館、病院 一般道路
ジョイント・ベンチャー型	補助金等の公的支援制度を活用	官民双方の資金を用いて施設を建設するが、事業の運営は民間が主導する。	再開発、鉄道
官民の独立共存事業		施設の建設・管理は民間事業者が行い、サービスの提供は公的部門が行なうケース	医療施設
公的部門による料金補助		料金が政策的に低く設定されている場合等においてその一部を公的に補助するケース	有料道路 有料橋
公的部門による事業費の一部負担		初期投資額が大きく、事業期間内での回収が困難な場合において公的部門が事業費の一部を負担するケース	鉄道

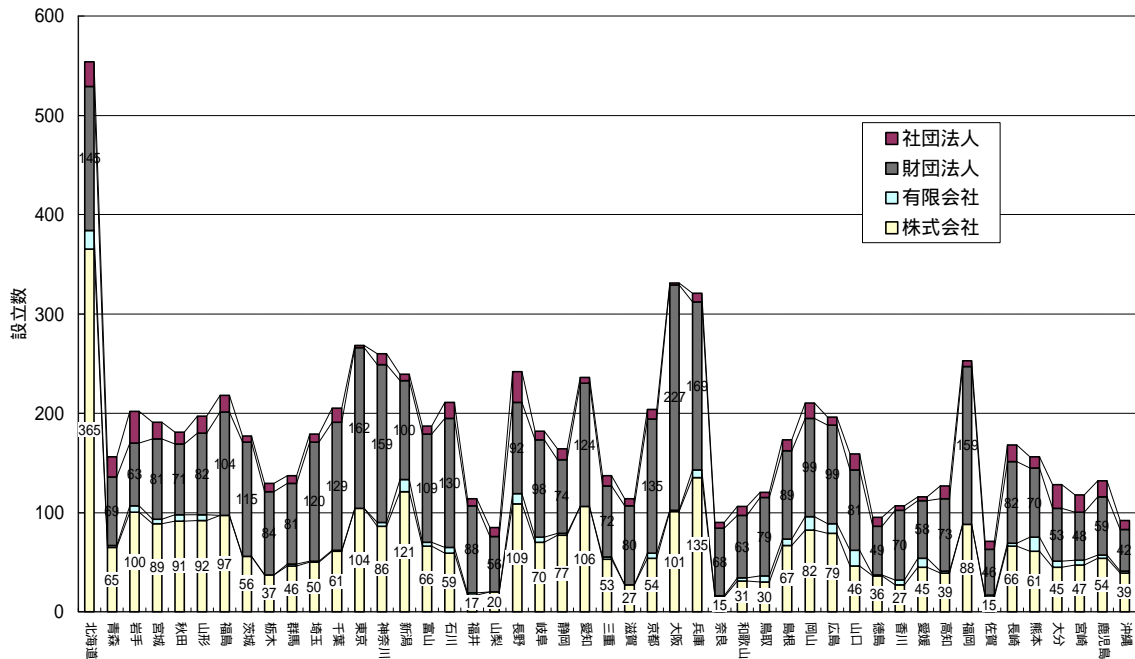
（出所）日本商工会議所「石垣」（2001・2）

図表 2 PFIの事業手法

事業手法	内容
BOT	施設を建設（B：ビルト）し、一定の事業期間の運営（O：オペレート）を行い、事業終了後、施設を地方自治体へ譲渡（T：トランスファー）する方式
BTO	施設完成後、施設の所有権は地方自治体へ移転し、一定の事業期間その施設の維持管理、運営を民間事業者が実施する方式
BOO	BOT方式における最終段階において、施設の地方自治体への譲渡を想定しない方式

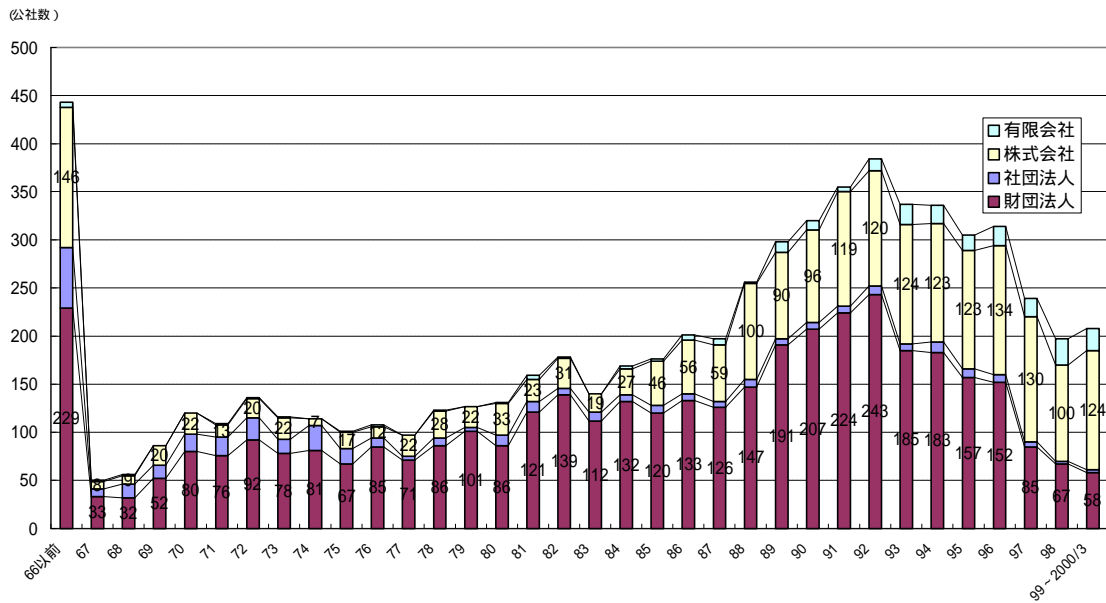
（出所）日本商工会議所「石垣」（2001・2）

図表 3 事業主体別第三セクター現存数(2000) (都道府県別)



(資料)自治省「地方会社の現況」をもとに作成

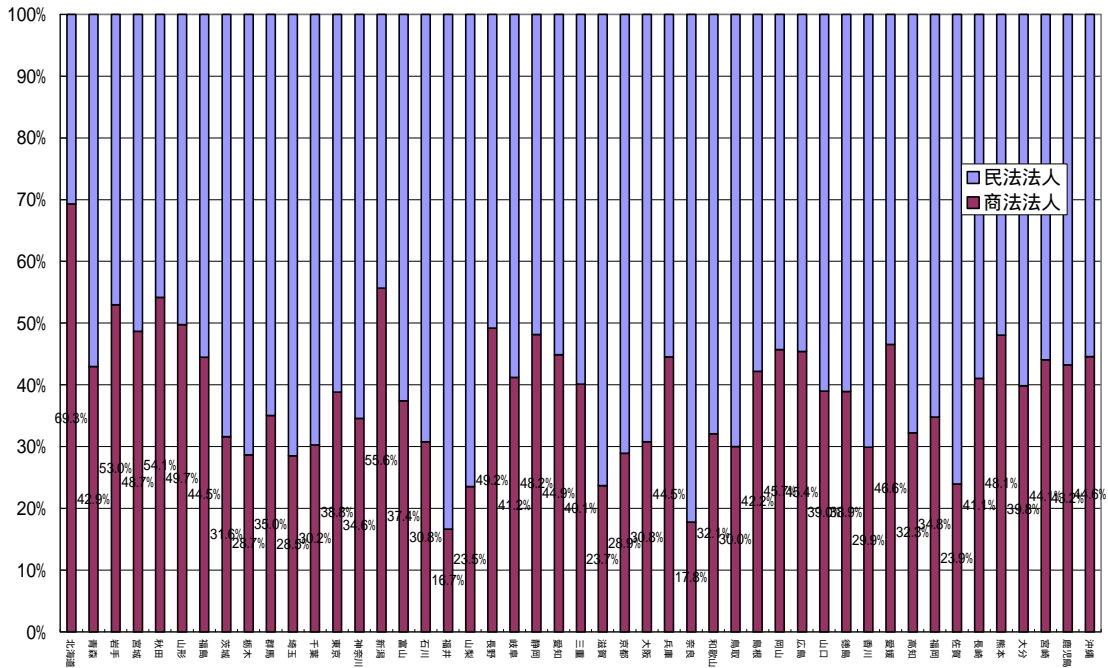
図表 4 第三セクターの年次別設立数



(注1) 98年末時点で現存している会社と、99年から2000年3月に新設された208社を対象にして作成
 (注2) 対象となっている第三セクターは、単独地方公共団体出資割合25%以上の民・商法法人

(資料)自治省「第三セクターの状況に関する調査結果について」、「地方会社の現況」をもとに作成

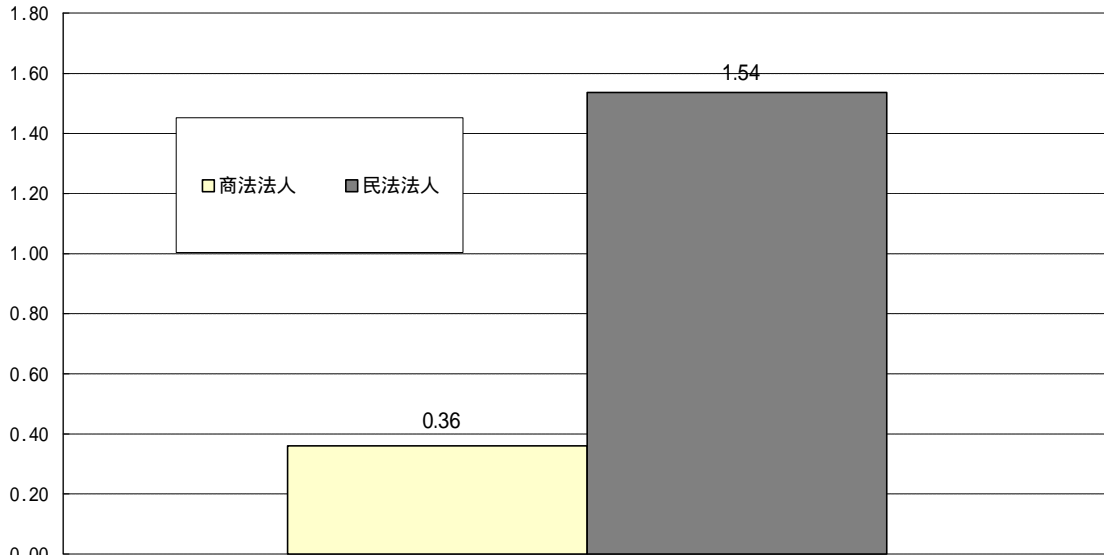
図表 5 県別設立数に占める商法法人の割合（1998年）



(資料)自治省「地方公社の現況」をもとに作成

図表 6 事業主体別第三セクターの収益率（2000年）

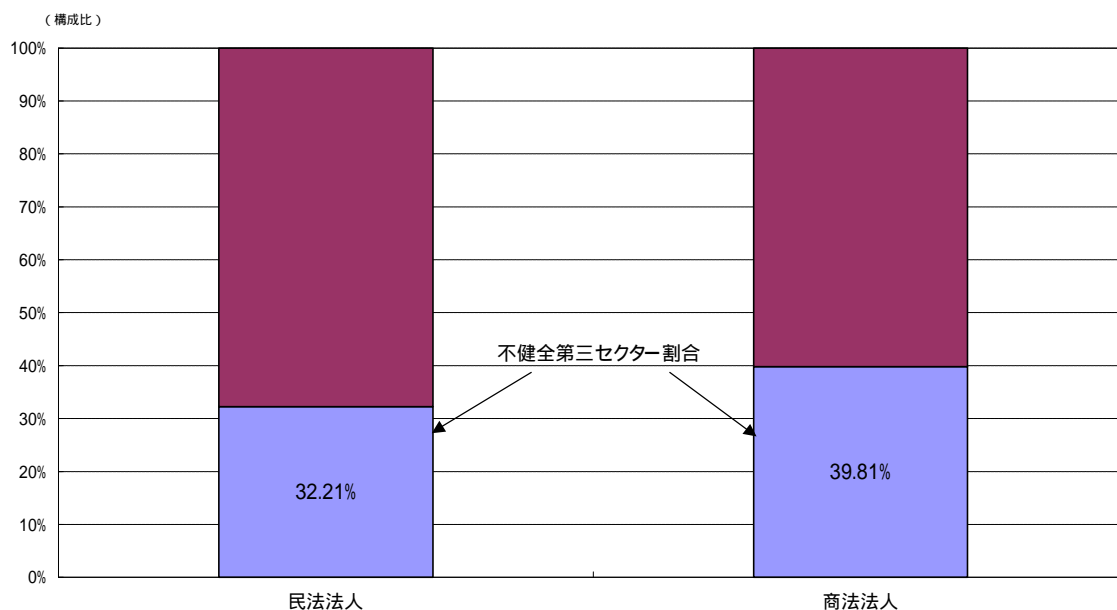
(1)社あたり当期資産増加額・利益額 / 1社あたり当期資産減少額・損益額



(注1)対象となっている第三セクターは、単独地方公共団体出資割合25%以上の民・商法法人
 (注2)第三セクターの収益率は、商法法人は1法人あたりの(平均経常利益額/平均経常損失額)
 民法法人は1法人あたりの(平均当期正味財産増加額/平均当期正味財産減少額)で算出

(資料)自治省「第三セクターの状況に関する調査結果について」をもとに作成

図表 7 事業主体別不健全三セク割合（2000年）
 （商法法人 = 経常赤字法人割合、民法法人 = 当期正味財産減少法人割合）



（注1）対象となっている第三セクターは、単独地方公共団体出資割合25%以上の民・商法法人
 （注2）非健全第三セクターとは、商法法人は経常赤字法人、民法法人は当期正味財産減少法人を指す

（資料）自治省「第三セクターの状況に関する調査結果について」をもとに作成

図表 8 設立要因分析結果

パネル回帰結果

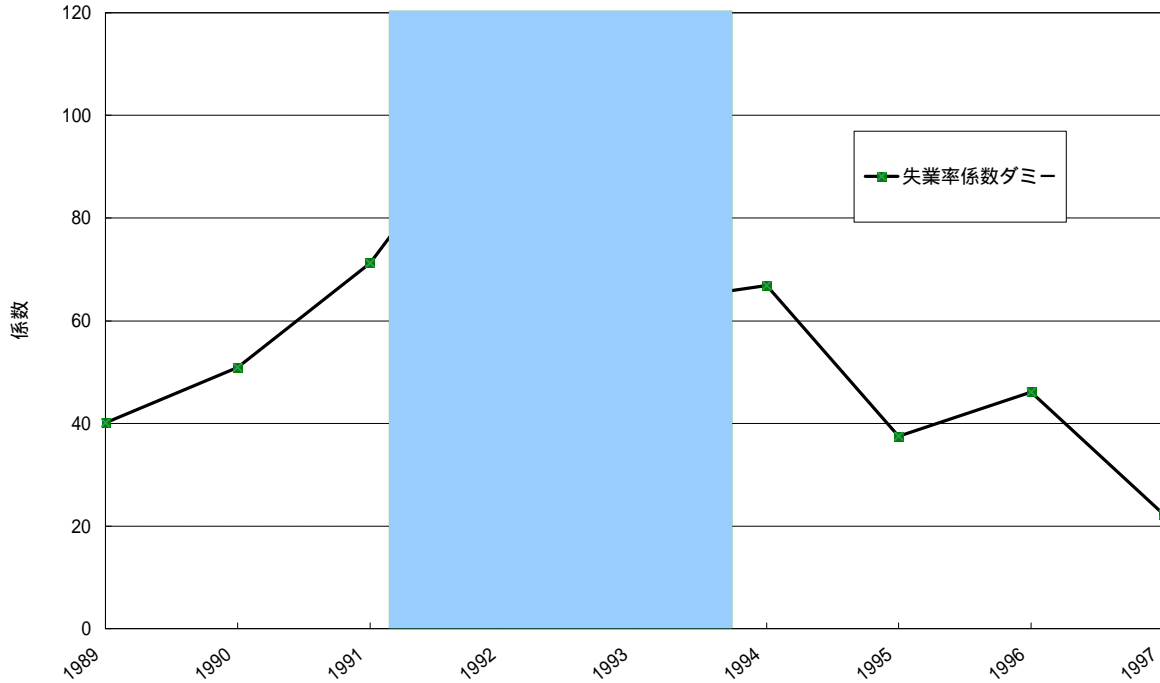
被説明変数(地域別年次別設立数)	(1)	(2)	(3)
定数項	2.17422 (0.646) [.519]	-0.113901 (-0.049) [.961]	
GDP成長率	9.54067 (2.549) ** [.011]	9.38521 (2.504) ** [.012]	9.38697 (2.506) ** [.012]
財政力指数	0.84861 (5.530) *** [.000]	0.82141 (5.362) *** [.000]	0.821463 (5.365) *** [.000]
失業率	-74.872 (-3.796) *** [.000]	-54.2099 (-5.213) *** [.000]	-54.2024 (-5.216) *** [.000]
民間出資割合	24.4811 (1.709) * [.088]	23.4355 (1.673) * [.095]	22.7695 (7.282) *** [.000]
民間出資割合 × 民間出資割合	-35.5559 (-1.710) * [.088]	-36.2702 (-1.771) * [.077]	-35.3297 (-5.124) *** [.000]
失業率ダミー(89年) (失業率年ダミー)	36.1439 (2.560) ** [.011]	38.5073 (2.731) *** [.006]	38.5257 (2.735) *** [.006]
失業率ダミー(90年) (失業率年ダミー)	44.5496 (3.070) *** [.002]	47.0735 (3.266) *** [.001]	47.0926 (3.270) *** [.001]
失業率ダミー(91年) (失業率年ダミー)	69.5547 (5.151) *** [.000]	70.4559 (5.227) *** [.000]	70.475 (5.234) *** [.000]
失業率ダミー(92年) (失業率年ダミー)	105.302 (8.161) *** [.000]	105.165 (8.153) *** [.000]	105.184 (8.163) *** [.000]
失業率ダミー(93年) (失業率年ダミー)	62.1962 (5.076) *** [.000]	61.2248 (5.000) *** [.000]	61.2429 (5.007) *** [.000]
失業率ダミー(94年) (失業率年ダミー)	65.5693 (5.645) *** [.000]	63.9689 (5.518) *** [.000]	63.9854 (5.525) *** [.000]
失業率ダミー(95年) (失業率年ダミー)	36.3789 (3.263) *** [.001]	34.1416 (3.071) *** [.002]	34.1568 (3.076) *** [.002]
失業率ダミー(96年) (失業率年ダミー)	46.1136 (4.161) *** [.000]	43.6482 (3.957) *** [.000]	43.6624 (3.962) *** [.000]
失業率ダミー(97年) (失業率年ダミー)	22.7891 (2.031) ** [.043]	19.9017 (1.784) * [.075]	19.9176 (1.787) * [.074]
第1種産業就業者割合	0.333817 (0.067) [.947]		
第2種産業就業者割合	-6.70198 (-1.174) [.241]		
民活・リゾート法ダミー 87年以降 = 1	1.71173 (6.017) *** [.000]	1.59911 (6.133) *** [.000]	1.59813 (6.151) *** [.000]
決定係数	0.51	0.51	0.51
修正済み決定係数	0.49	0.48	0.49
地域効果	YES	YES	YES
時間効果	YES	YES	YES
民間出資の頂点	0.3443	0.3231	0.3222

アスタリスクは、それぞれ、***が1%で、**が5%で、*が10%の水準で、有意である。(すなわち、係数値が0であるという帰無仮説を棄却できないことを示す。)

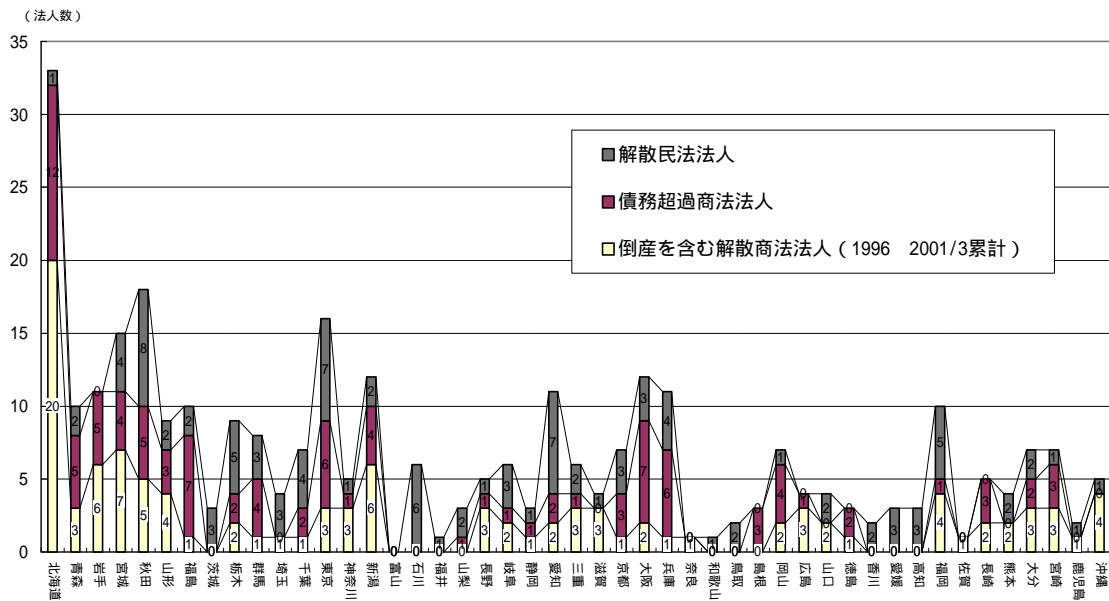
また、()はt値を、[]はP値を示す。

図表 9 失業対策としての第三セクターの設立（失業率ダミーの推移）

（図表の網掛けは景気後退期：91/2 - 93/10 を表す）



図表 10 状態別破綻第三セクター数（都道府県別）



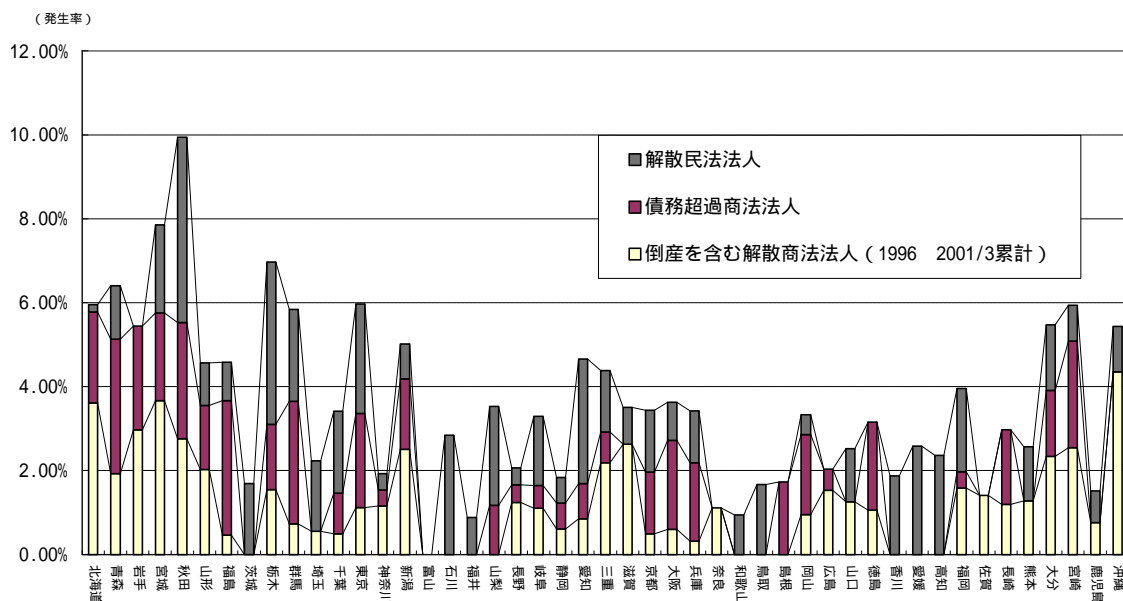
(注1) 倒産を含む解散商法法人は1996年～2001年3月の間に倒産した商法法人、債務超過法人は2000年時点で債務超過の商法法人、民法解散法人は2000年中に解散した民法法人

(注2) 本図表は入手、加工可能なデータの範囲で、作成したものであるため必ずしも現実の解散・倒産・債務超過法人数とは一致しない

(注3) 対象となっている第三セクターには、単独地方公共団体出資比率25%未満の商法法人も含む

(資料) 東京商工リサーチ調査結果、自治省「地方会社の現況」をもとに作成

図表 11 破綻第三セクター発生率（都道府県別）



注1 倒産を含む解散商法法人は1996年～2001年3月の間に倒産した商法法人、債務超過法人は2000年時点で債務超過の商法法人、民法解散法人は2000年中に解散した民法法人。また分母となる商法法人数と民法法人数の合計は1999年時点の法人数
 注2 本図表は入手、加工可能なデータの範囲で、作成したものであるため必ずしも現実の解散・倒産・債務超過法人数とは一致しない
 注3 対象となっている第三セクターには、単独地方公共団体出資比率25%未満の商法法人も含む
 (資料)東京商工リサーチ調査結果、自治省『地方会社の現況』をもとに作成

図表 12 破綻要因分析結果

回帰結果

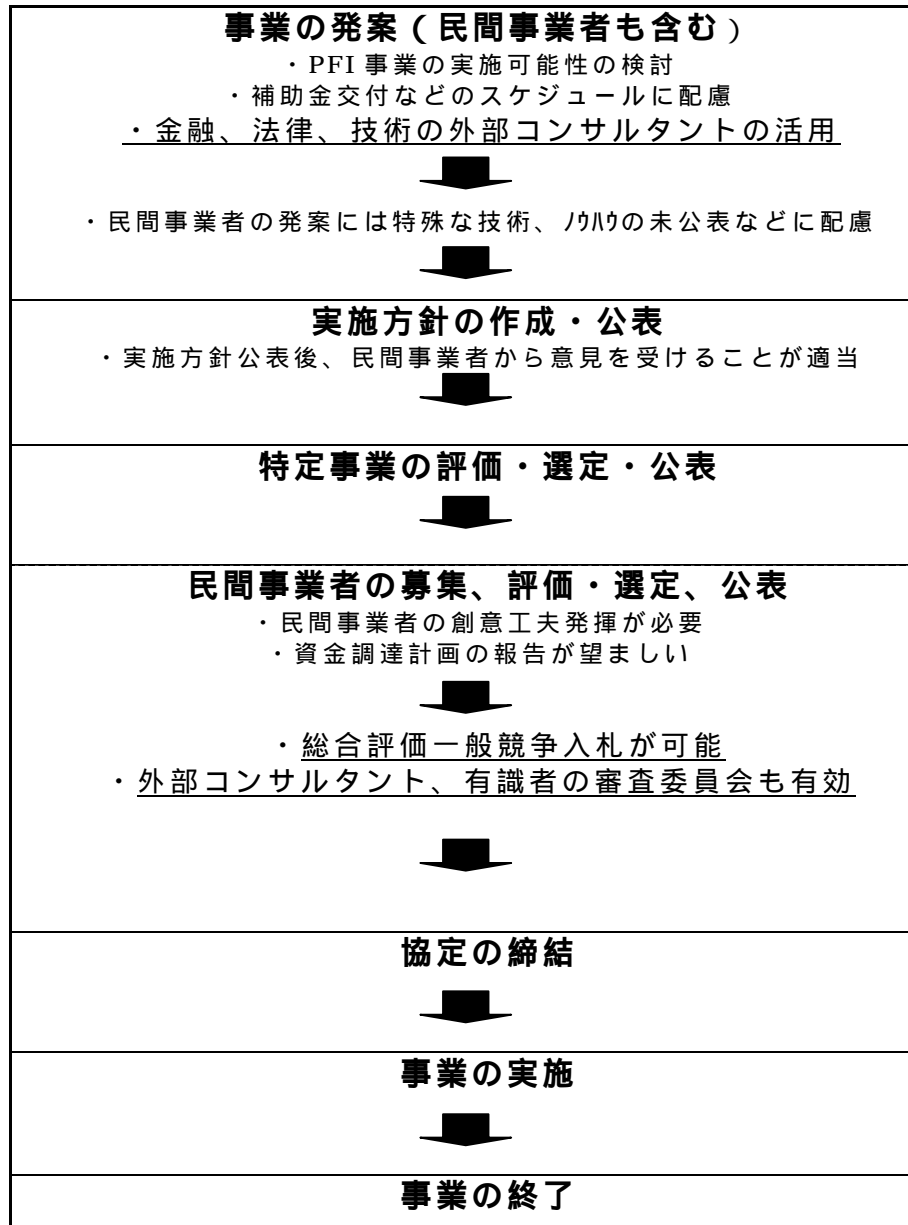
被説明変数 = 失敗公社割合	(1)	(2)	(3)	(4)
定数項	-0.087416 (-1.368) [.180]	-0.1023 (-1.656) [.106]	-0.09426 (-1.573) [.124]	-0.079468 (-1.329) [.192]
GDP成長率	0.501332 (0.930) [.359]			
財政力指数	-0.0048817 (-0.233) [.817]	-0.012197 (-0.629) [.534]		
失業率	0.367315 (1.246) [.221]	0.291558 (1.031) [.309]	0.363588 (1.418) [.164]	
民間出資割合	0.262006 (1.157) [.255]	0.363696 (1.837) * [.074]	0.333485 (1.751) * [.088]	0.380131 (2.000) * [.053]
民間出資割合 × 民間出資割合	-0.302504 (-0.981) [.333]	-0.446386 (-1.676) [.102]	-0.414042 (-1.597) [.119]	-0.47582 (-1.838) * [.074]
1社当出資額	3.5797E-05 (1.480) [.148]	4.2115E-05 (1.818) * [.077]	3.1173E-05 (2.057) ** [.047]	3.4841E-05 (2.303) ** [.027]
地域開発設立割合	-0.032388 (-0.590) [.559]	-0.029594 (-0.541) [.592]	-0.037812 (-0.718) [.477]	-0.041 (-0.769) [.446]
観光・レジャー設立割合	0.169941 (2.505) ** [.017]	0.186251 (2.847) *** [.007]	0.179108 (2.803) *** [.008]	0.156563 (2.497) ** [.017]
農林水産設立割合	0.07483 (0.940) [.354]	0.094341 (1.231) [.226]	0.092021 (1.212) [.233]	0.088545 (1.152) [.257]
教育設立割合	0.09433 (0.832) [.411]	0.11258 (1.010) [.319]	0.082396 (0.826) [.414]	0.045155 (0.463) [.646]
決定係数	0.44	0.43	0.42	0.39
修正済み決定係数	0.28	0.28	0.3	0.28
民間出資の頂点		0.40737837	0.40271881	0.39944832

アスタリスクは、それぞれ、***が1%で、**が5%で、*が10%の水準で、有意である。(すなわち、係数値が0であるという帰無仮説を棄却できないことを示す。)

また、()はt値を、[]はP値を示す。

(参考)

P F I の実施プロセス



(出所) 日本商工会議所「石垣」(2001・2)

参考文献

- 赤井伸郎(2001)「PFIの理論的背景と導入に向けた課題」神戸商科大学経済研究所
年報 2000 41-54
- 赤井伸郎・篠原哲(2001)「公共投資の効率化 - PFI 成功の鍵：第三セクターからの
教訓」『地方経済の自立と公共投資に関する研究会』報告書 財務省財務総
合政策研究所
- 荒谷紘毅(1999)「市町村の息の根を止めかねない三セク大倒産時代」『エコノミスト
』1月5日号 毎日新聞社
- 荒谷紘毅(2001)「産業レポート・第三セクター」『東洋経済』3月10日号 東洋経
済新報社
- 第一勧業銀行国際金融部(1999)「PFIとプロジェクト・ファイナンス」東洋経済新
報社
- 長谷川専、上田孝行(2000)「PFI事業における公的支援について」応用地域学研究
第30巻、第1号 2000/10
- 長谷川専(2000)「社会資本整備の新しい事業手法としてのPFI」三菱総合研究所 所
報 37号 2000/10
- 光多長温、杉田定大(1999)「日本版PFIガイドブック」日刊工業新聞社
- 宮木康夫(2000)「第三セクターとPFI-役割分担とその評価-」ぎょうせい
- 内閣府(旧経済企画庁 総合計画局)(1999)「PFI推進研究会報告書」PFI推進研究
会 HPにて公開
- 内閣府(旧総理府)(1999)「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に
関する法律」(通称：PFI推進法)(1999/3)
- 内閣府(旧総理府)(2000)「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に
関する事業の実施に関する基本方針」(通称：PFI法基本方針)(2000/3)
- 内閣府(2001a)「PFI事業実施プロセスに関するガイドライン」(民間資金等活用事
業推進室(PFI推進室))2001/1
- 内閣府(2001b)「PFI事業におけるリスク分担等に関するガイドライン」(民間資金
等活用事業推進室(PFI推進室))2001/1
- 内閣府(2001c)「VFMに関するガイドライン」(民間資金等活用事業推進室(PFI推進
室))2001/7
- 日本政策投資銀行(2001)「我が国PFI事業の現状と今後の課題」未公表資料

日本商工会議所(2001)「石垣」2月号 p22-23

総務省(旧自治省)(2000b)「民間資金等の活用による公共施設等の設備等の促進に関する法律に基づいて地方公共団体が実施する事業に関する地方財政措置について」自治省通達(2000/3)

入谷貴夫(2000)「民活事業と財政」宮崎大学教育学部紀要 社会科学第3号(2000)
p23 - 47

<参考資料>

『地方公社の現況』総務省(旧自治省)(2000)

『東京商工リサーチ調査』東京商工リサーチ(2001)未刊行資料

『第3セクター経営実態調査』帝国データバンク(2001) <http://www.tdb.co.jp/>

『第三セクターの状況に関する調査結果について』総務省(旧自治省)(2000)
<http://www.soumu.go.jp/news/001218.html>

『県民経済計算年報』内閣府(平成13年版)

『国勢調査報告』総務省(昭和55年 - 平成12年)

『都道府県決算状況調』総務省(昭和55年度版 - 平成10年度版)